

「緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更」に対する原子力規制 委員会の意見について

平成27年7月22日
原子力規制庁

1. 経緯

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）においては、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策の拠点及び原子力災害事後対策の拠点となる施設（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するとされている（原災法第12条第1項）。その際、内閣総理大臣は、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならないとされている（原災法第12条第2項）。

内閣府は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）」を踏まえ、泊発電所、志賀原子力発電所及び伊方発電所の緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更を検討しており、原災法に基づき、内閣総理大臣から平成27年7月21日付けで、別紙1のとおり意見照会があった。

2. 意見照会の内容

内閣総理大臣から意見照会のあった緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更については、別紙2のとおり。

3. 原子力規制委員会からの回答（案）

「緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更」に係る内閣総理大臣からの意見照会に対し、事務局において内容を確認した結果、問題ないと考えることから別紙3のとおり回答することとしたい。

【参考】原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の指定等）

第十二条 内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他内閣府令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

3～6（略）

【参考】原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成二十四年九月十四日文部科学省・経済産業省令第三号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の要件）

第二条 法第十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されている者に限る。）	<p>(1) 当該原子力事業所との距離が、五キロメートル以上三十キロメートル未満であって、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。</p> <p>(3) テレビ会議システム、電話（人工衛星を利用したものを含む。）、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。</p> <p>(4) 法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。</p> <p>(5) 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。</p> <p>(6) 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。</p> <p>(7) 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。</p> <p>(8) 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射線を遮へいするための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。</p> <p>(9) 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。</p> <p>(10) 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

内又はその近傍に有していること。

(11) 休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。

(12) 当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。

(13) 法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。

(14) 当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設((2)から(13)までの要件及び(15)の要件を満たすものに限る。)が当該原子力事業所との距離が、三十キロメートル以上であつて、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(15) 自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。

府政原防343号
平成27年7月21日

原子力規制委員会殿

内閣総理大臣 安倍 晋三
(公印省略)

緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取につ
いて

平成24年9月14日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第
156号）第12条第1項に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設につ
き、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同法第12条第2項の規定
により、あらかじめ、貴委員会の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 北海道電力株式会社泊発電所
2. 施設名 北海道原子力防災センター
3. 当該施設の住所 北海道岩内郡共和町南幌似百四十一番地一

府政原防343号
平成27年7月21日

原子力規制委員会殿

内閣総理大臣 安倍 晋三
(公印省略)

緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取につ
いて

平成24年9月14日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設につき、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同法第12条第2項の規定により、あらかじめ、貴委員会の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 北陸電力株式会社志賀原子力発電所
2. 施設名 石川県志賀オフサイトセンター
3. 当該施設の住所 石川県羽咋郡志賀町西山台二丁目七番地

府 政 原 防 3 4 3 号
平 成 2 7 年 7 月 2 1 日

原子力規制委員会殿

内閣総理大臣 安倍 晋三
(公印省略)

緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取につ
いて

平成24年9月14日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設につき、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同法第12条第2項の規定により、あらかじめ、貴委員会の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 四国電力株式会社伊方発電所
2. 施 設 名 愛媛県オフサイトセンター
3. 当該施設の住所 愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目百七十五番地三

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、

緊急事態応急対策等拠点施設を指定する件について

平成 27 年 7 月

内閣府政策統括官

(原子力防災担当)

1. 趣旨

原子力災害対策特別措置法（以下「法」という。）第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を指定することとなっている。

今般、北海道電力泊発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び四国電力伊方発電所のオフサイトセンターがそれぞれ移転することに伴い、法第12条の規定に基づき、原子力規制委員会、関係地方自治体等への意見を聴き、これらの施設を新たにオフサイトセンターに指定することとする。

2. スケジュール

平成27年 7 月 17 日 各オフサイトセンターの要件確認

平成27年 7 月 21 日 原子力規制委員会、関係地方自治体、電力事業者への意見照会

平成27年 7 月 31 日 各オフサイトセンターの指定（官報告示）

平成27年 8 月 3 日 施行

※ 8 月 3 日以降、各オフサイトセンターで竣工式等を予定

今回変更される緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の概要

○北海道原子力防災センター

北海道岩内郡共和町南幌似 141 番地 1

- ・ 泊発電所から南東約 10.4 km（標高約 50m）
- ・ 免震構造の鉄筋コンクリート構造
- ・ 3 階建て（延べ床面積：2,695.75 m²）

【代替候補施設】

- ① 喜茂別町農村環境改善センター
虻田郡喜茂別町伏見 264-4
- ② 寿都町総合文化センター
寿都郡寿都町字開進町 187-1



○石川県志賀オフサイトセンター

石川県羽咋郡志賀町西山台 2 丁目 7 番地

- ・ 志賀原子力発電所から南東約 8.7 km（標高約 20m）
- ・ 免震構造の鉄筋コンクリート構造
- ・ 2 階建て（延べ床面積：2,791.5 m²）

【代替候補施設】

- ① 石川県庁
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- ② 石川県奥能登総合事務所
輪島市三井町須衛 10 部 11 番 1



○愛媛県オフサイトセンター

愛媛県西予市宇和町卯之町 5 丁目 175 番地 3

- ・ 伊方発電所から南東約 24 km（標高約 200m）
- ・ 免震構造の鉄筋コンクリート構造
- ・ 4 階建て（延べ床面積：2,449 m²）

【代替候補施設】

- ① 愛媛県庁
松山市一番町 4 丁目 4 - 2
- ② 砥部町文化会館
伊予郡砥部町宮内 1410



原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令第2条に定める要件の充足状況（確認表）

要件	北海道原子力防災センター 北海道岩内郡共和町南幌似141番地1	石川県志賀オフサイトセンター 石川県羽咋郡志賀町西山台2丁目7番地	愛媛県オフサイトセンター 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3
(1) 当該原子力事業所との距離が、五キロメートル以上三十キロメートル未満であって、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 北海道電力泊発電所の南東約10.4kmに位置（標高約50m） 免震構造の鉄筋コンクリート構造 3階建て（延べ床面積2,695.75㎡） 	<ul style="list-style-type: none"> 北陸電力志賀原子力発電所の南東約8.7kmに位置（標高約20m） 免震構造の鉄筋コンクリート構造 2階建て（延べ床面積2,791.5㎡） 	<ul style="list-style-type: none"> 四国電力伊方発電所の南東約24kmに位置（標高約200m） 免震構造の鉄筋コンクリート構造 4階建て（延べ床面積2,449㎡）
(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路：国道276号線、国道5号線等に近接 ヘリポート：施設駐車場（敷地内） 原子力防災対策車2台を配備 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路：のと里山海道（西山IC）、国道249号線、県道116号線に近接 ヘリポート：志賀消防署（志賀町西山台1丁目1番地、距離240m） 原子力防災対策車2台を配備 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路：国道56号線、県道237号線、松山自動車道（西予宇和IC）に近接 ヘリポート：宇和球場（西予市宇和町卯之町5丁目118番地。距離200m） 原子力防災対策車2台を配備
(3) テレビ会議システム、電話（人工衛星を利用したものを含む。）、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> テレビ会議システム：整備済（専用回線、衛星回線） 電話：一般10回線、専用81回線、衛星9回線 FAX：一般10回線、専用10回線、衛星2回線 一斉招集システム：整備済 	<ul style="list-style-type: none"> TV会議システム：整備済（専用回線、衛星回線） 電話：一般10回線、専用81回線、衛星9回線 FAX：一般10回線、専用10回線、衛星2回線 一斉招集システム：整備済 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ会議システム：整備済（専用回線、衛星回線） 電話：一般10回線、専用81回線（防災専門官室含む）、衛星9回線 FAX：一般10回線、専用10回線、衛星2回線 一斉招集システム：整備済
(4) 法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング情報共有システム端末：整備済 気象情報システム端末：整備済 E R S S 端末：整備済 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング情報共有システム端末：整備済 気象情報システム端末：整備済 E R S S 端末：整備済 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング情報共有システム端末：整備済 気象情報端末：整備済 E R S S 端末：整備済
(5) 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークシステムのパソコンを使用して、関連情報の収集・発信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークシステムのパソコンを使用して、関連情報の収集・発信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークシステムのパソコンを使用して、関連情報の収集・発信が可能
(6) 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積：2,695.75㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積：2,791.5㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積：2,449㎡
(7) 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。	<ul style="list-style-type: none"> 事務室：整備済（122.68㎡） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室：整備済（55.6㎡） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室：整備済（65㎡）
(8) 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射線を遮へいするための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート壁：設置済（厚さ20cm） 換気設備：設置済 機密性：措置済（玄関自動ドア以外ははめ殺し又は引き戸） 空気浄化フィルター：設置済（除去率99.5%以上） 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート壁：設置済（厚さ25cm） 換気設備：設置済 機密性：措置済（エアロック、鉛扉、はめ殺し窓等） 空気浄化フィルター：設置済（除去率99.5%以上） 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート壁：設置済（厚さ18cm） 換気設備：設置済 機密性：措置済（エアタイトドア、開口部ダンパー等） 空気浄化フィルター：設置済（除去率99.5%以上）

<p>(9) 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定器：α線表面汚染測定器2台、βγ線表面汚染測定器3台、γ線線量測定器2台、中性子線線量測定器2台、ハンドフットクロスモニタ1台、体表面汚染モニタ1台 除染用具：整備済（RI用クリーナー、紙タオル等） 除染スペース：更衣室（屋外用、屋内用）、被ばく管理室、廃棄物保管庫を整備済 シャワールーム（ドレインタンク付き）：2箇所整備済 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定器：α線表面汚染測定器2台、βγ線表面汚染測定器3台、γ線線量測定器2台、中性子線線量測定器2台、線量管理システム端末1台 除染用具：整備済（ウェス、洗浄剤等） 除染室：高・低線量2系統整備済（エアロック付き） シャワールーム（ドレインタンク付）：1箇所整備済 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定器：コンパクトサーベ4台、電離箱型2台 除染用具：整備済（除染シャワーテント、救急医療セット等） 除染室：1箇所整備済 シャワールーム（ドレインタンク付）：3箇所整備済
<p>(10) 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に報道用スペース（157.65㎡）を確保済（一部ガラス仕様） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に報道用スペース（89.5㎡）を確保済（モニター画面で全体会議・機能班スペースの状況を確認可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に報道用スペース（100㎡）を確保済（一部ガラス仕様）
<p>(11) 休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に休憩室（54.22㎡）、女子休憩室（19.25㎡）、仮眠室（57.81㎡）を整備済（3段ベット39名分） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に仮眠室・休憩室（196.1㎡）を整備済（2段ベット80名分） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に休憩室（95㎡、ベット60床）を整備済
<p>(12) 当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備及び資機材の所管は明確にされており、道と規制事務所の連絡体制も確立済 	<ul style="list-style-type: none"> 設備及び資機材の所管は明確にされており、県と規制事務所の連絡体制も確立済 	<ul style="list-style-type: none"> 設備及び資機材の所管は明確にされており、県と規制事務所の連絡体制も確立済
<p>(13) 法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料保管設備：整備済 	<ul style="list-style-type: none"> 資料保管設備：整備済 	<ul style="list-style-type: none"> 資料保管設備：整備済
<p>(14) 当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（(2)から(13)までの要件及び(15)の要件を満たすものに限る。）が当該原子力事業所との距離が、三十キロメートル以上であって、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>代替候補施設①</p> <ul style="list-style-type: none"> 喜茂別町農村環境改善センター 虻田郡喜茂別町伏見264-4 北海道電力泊発電所の南東約44km <p>代替候補施設②</p> <ul style="list-style-type: none"> 寿都町総合文化センター 寿都郡寿都町字開進町187-1 北海道電力泊発電所の南西約36km 	<p>代替候補施設①</p> <ul style="list-style-type: none"> 石川県庁 金沢市鞍月1丁目1番地 北陸電力志賀原子力発電所の南南西約53km <p>代替候補施設②</p> <ul style="list-style-type: none"> 石川県奥能登総合事務所 輪島市三井町洲衛10部11番1 北陸電力志賀原子力発電所の北東約33km 	<p>代替候補施設①</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県庁 松山市一番町4丁目4-2 四国電力伊方発電所の北東約57km <p>代替候補施設②</p> <ul style="list-style-type: none"> 砥部町文化会館 伊予郡砥部町宮内1410 四国電力伊方発電所の東北東約53km
<p>(15) 自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> UPS（無停電電源装置）：整備済（50KVA）（10分） 非常用電源装置：整備済 a 自家用発電機ガスタービン500KVA 1基（燃料7日分） b 保守用発電機500KVA 1基（バックアップ用）（燃料タンク共用） 電源車接続用配電盤：整備済 貯水槽：整備済（加圧給水方式2系統（雑用水槽60㎡）） 水、食料備蓄：措置済（7日間分） 	<ul style="list-style-type: none"> UPS（無停電電源装置）：整備済（75 KVA）（10分） 非常用電源装置：整備済 a ディーゼル発電機500KVA 1基（燃料7日分） b ディーゼル発電機300KVA 1基（バックアップ用）（燃料7日分） 電源車接続用配電盤：整備済 ガス貯蔵設備（プロパンガス）：整備済 貯水槽：整備済（加圧給水方式2系統、雑用水槽60㎡） 水、食料備蓄：措置済（7日間分） 	<ul style="list-style-type: none"> UPS（無停電電源装置）：整備済（75KVA）（10分） 非常用電源装置：整備済 a 自家用発電機ガスタービン500KVA 1基（燃料7日分） b 保守用発電機300KVA 1基（バックアップ用）（燃料7日分） 電源車接続用配電盤：整備済 ガス貯蔵設備（プロパンガス）：整備済 貯水槽：整備済（加圧給水方式2系統（雑用水槽60㎡）） 水、食料備蓄：措置済（7日間分）

別紙 3

(案)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

原子力規制委員会

緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取について（回答）

平成27年7月21日付け府政原防343号をもって意見照会のあった件について、意見はありません。